

動物取扱業者が遵守すべき動物の管理の方法等の細目の一部を改正する件新旧対照条文
 動物取扱業者が遵守すべき動物の管理の方法等の細目（平成十八年一月環境省告示第二十号）（抄）
 （傍線の部分は改正部分）

改正	現行
<p>第一種動物取扱業者が遵守すべき動物の管理の方法等の細目</p> <p>（動物の管理）</p> <p>第五条 動物の管理は、次に掲げるところにより行うものとする。</p> <p>一 動物の飼養又は保管は、次に掲げる方法により行うこと。</p> <p>イ 二（略）</p> <p>ホ 幼齢な犬、猫等の社会化（その種特有の社会行動様式を身に付け、家庭動物、展示動物等として周囲の生活環境に適応した行動が採られるようになることをいう。以下同じ。）を必要とする動物については、その健全な育成及び社会化を推進するために、適切な期間、親、兄弟姉妹等とともに飼養又は保管をすること。</p> <p>ヘ（略）</p> <p>ト 動物の生理、生態、習性等に適した温度、明るさ、換気、湿度等が確保され、及び騒音が防止されるよう、飼養又は保管をする環境（以下「飼養環境」という。）の管理を行うこと。特に、販売業者が、夜間（午後八時から午前八時までの間をいう。以下同じ。）に犬及び猫以外の動物の展示を行う場合には、</p>	<p>動物取扱業者が遵守すべき動物の管理の方法等の細目</p> <p>（動物の管理）</p> <p>第五条 動物の管理は、次に掲げるところにより行うものとする。</p> <p>一 動物の飼養又は保管は、次に掲げる方法により行うこと。</p> <p>イ 二（略）</p> <p>ホ 幼齢な犬、ねこ等の社会化（その種特有の社会行動様式を身に付け、家庭動物、展示動物等として周囲の生活環境に適応した行動が採られるようになることをいう。以下同じ。）を必要とする動物については、その健全な育成及び社会化を推進するために、適切な期間、親、兄弟姉妹等とともに飼養又は保管をすること。</p> <p>ヘ（略）</p> <p>ト 動物の生理、生態、習性等に適した温度、明るさ、換気、湿度等が確保され、及び騒音が防止されるよう、飼養又は保管をする環境（以下「飼養環境」という。）の管理を行うこと。特に、販売業者が、夜間（午後八時から午前八時までの間をいう。以下同じ。）に犬及びねこ以外の動物の展示を行う場合には</p>

明るさの抑制等の飼養環境の管理に配慮すること。

チ・リ (略)

又 販売業者、貸出業者及び展示業者であつて、夜間に営業を行う場合にあつては、当該時間内に顧客、見学者等が犬又は猫の飼養施設内に立ち入ること等により、犬又は猫の休息が妨げられることがないようにすること。

ル 販売業者及び展示業者にあつては、長時間連続して展示を行う場合には、動物のストレスを軽減するため、必要に応じてその途中において展示を行わない時間を設けること。特に、長時間連続して犬又は猫の展示を行う場合には、その途中において展示を行わない時間を設けること。

ヲ・ソ (略)

二下四 (略)

五 動物を顧客、取引の場所を提供する者その他の関係者(以下「顧客等」という。)と接触させ、又は顧客等に譲り渡し、若しくは引き渡す場合にあつては、次に掲げる方法により行うこと。

イ 販売業者、貸出業者及び展示業者にあつては、夜間に犬又は猫を顧客と接触させ、又は顧客に譲り渡し、若しくは引き渡さないようにすること。

ロ・ハ (略)

六 その他動物の管理は次に掲げる方法によること。

イ 第一種動物取扱業の廃止等により、飼養又は保管を継続することが困難な動物が生じた場合は、動物が命あるものであること

、明るさの抑制等の飼養環境の管理に配慮すること。

チ・リ (略)

又 販売業者、貸出業者及び展示業者であつて、夜間に営業を行う場合にあつては、当該時間内に顧客、見学者等が犬又はねこの飼養施設内に立ち入ること等により、犬又はねこの休息が妨げられることがないようにすること。

ル 販売業者及び展示業者にあつては、長時間連続して展示を行う場合には、動物のストレスを軽減するため、必要に応じてその途中において展示を行わない時間を設けること。特に、長時間連続して犬又はねこの展示を行う場合には、その途中において展示を行わない時間を設けること。

ヲ・ソ (略)

二下四 (略)

五 動物を顧客、取引の場所を提供する者その他の関係者(以下「顧客等」という。)と接触させ、又は顧客等に譲り渡し、若しくは引き渡す場合にあつては、次に掲げる方法により行うこと。

イ 販売業者、貸出業者及び展示業者にあつては、夜間に犬又はねこを顧客と接触させ、又は顧客に譲り渡し、若しくは引き渡さないようにすること。

ロ・ハ (略)

六 その他動物の管理は次に掲げる方法によること。

イ 動物取扱業の廃止等により、飼養又は保管を継続することが困難な動物が生じた場合は、動物が命あるものであることにか

とにかんがみ、譲渡し等によって生存の機会を与えるよう努めること。

ロ（二）（略）

（その他の遵守すべき基準）

第六条 第二条から前条までに掲げるもののほか、第一種動物取扱業は、次に掲げるところにより行うものとする。

一 第一種動物取扱業の実施に係る広告については、次に掲げる方法により行うこと。

イ 氏名又は名称、事業所の名称及び所在地、第一種動物取扱業の種別、登録番号並びに登録年月日及び登録の有効期間の末日並びに動物取扱責任者の氏名を掲載すること。

ロ（略）

二・三（略）

四 動物の仕入れ、販売等の動物の取引状況（販売先に係る情報を含む。）について記録した台帳を調整し、これを五年間保管すること。ただし、犬猫等販売業者が、法第二十二條の六第一項に基づき犬猫等の個体に関する帳簿を備え付けている場合は、この限りでない。

（削除）

。んがみ、譲渡し等によって生存の機会を与えるよう努めること。

ロ（二）（略）

（その他の遵守すべき基準）

第六条 第二条から前条までに掲げるもののほか、動物取扱業は、次に掲げるところにより行うものとする。

一 動物取扱業の実施に係る広告については、次に掲げる方法により行うこと。

イ 氏名又は名称、事業所の名称及び所在地、動物取扱業の種別、登録番号並びに登録年月日及び登録の有効期間の末日並びに動物取扱責任者の氏名を掲載すること。

ロ（略）

二・三（略）

四 動物の仕入れ、販売等の動物の取引状況について記録した台帳を調整し、これを五年間保管すること。

五 動物の仕入れ、販売等動物の取引を行うに当たっては、その相手方が動物の取引に関する関係法令に違反していないこと及び違反するおそれがないことを聴取し、違反が確認された場合にあっては動物の取引を行わないこと。

五| 競りあつせん業者にあつては、実施する競りに参加する事業者が第一種動物取扱業の登録を受けていることを確認する等動物の取引に関する関係法令に違反していないこと及び違反するおそれがないことを聴取し、違反が確認された場合にあつては実施する競りに当該事業者を参加させないこと。

六| 競りあつせん業者にあつては、実施する競りに参加する事業者が動物取扱業の登録を受けていることを確認する等動物の取引に関する関係法令に違反していないこと及び違反するおそれがないことを聴取し、違反が確認された場合にあつては実施する競りに当該事業者を参加させないこと。